

身体的拘束等の適正化のための指針

— 第1版 —

社会福祉法人手稲ロータス会
介護老人保健施設 手稲あんじゅ

目 次

1	身体的拘束等の廃止に関する基本的考え方	1
2	身体的拘束等の廃止に向けた具体的な基本方針	1~2
3	身体的拘束等の廃止に向けた体制	2
4	やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応	2~3
5	身体的拘束等の廃止に向けた各職種の役割	3~4
6	身体的拘束等の廃止のための職員研修	4
7	入所（利用）者等に対する当該指針の説明・閲覧	4
8	その他	4

身体的拘束等の適正化のための指針

1 身体的拘束等の廃止に関する基本的考え方

- (1) 身体的拘束は、入所（利用）者の活動そのものを制限し、生活の自由を制限することに加え、大きな苦痛と著しい被害や損害を与え、入所（利用）者の尊厳ある生活を阻むことから、介護老人保健施設手稲あんじゅ、手稲あんじゅ（介護予防）短期入所療養介護事業所、手稲あんじゅ通所リハビリテーション事業所及び手稲あんじゅ訪問リハビリテーション事業所（以下、「当施設（事業所）」という。）は、入所（利用）者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束及び行動抑制（以下、「身体的拘束等」という。）を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的、精神的及び社会的弊害を理解し、入所（利用）者に対する、身体的拘束等の廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束及び行動抑制を行わないケアの実践に努める。
- (2) 介護保険の運営基準の身体的拘束等の禁止の規定を遵守し、サービスの提供に当たっては、当該入所（利用）者又は他の入所（利用）者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束のほか、入所（利用）者の行動を制限する全ての行為（言動を含む）を禁止する。
- (3) 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、入所（利用）者個々の心身の状況を勘案するとともに、疾病や障がい等を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供を実践することを原則とする。
- (4) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合、かつ、その態様及び時間、その際の入所（利用）者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する等の介護保険法等の運営基準の規定を遵守したうえで、必要最低限の身体的拘束等を行うことがあるものとする。

① 切迫性

入所（利用）者本人又は他の入所（利用）者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体的拘束等の廃止に向けた具体的な基本方針

- (1) 当施設（事業所）は、原則として身体的拘束等を禁止する。また、入所（利用）開始時に、入所（利用）者及び家族等に当該基本方針の説明を行うとともに、施設（事業所）内で当該指針を自由に閲覧できる環境を整備する。
- (2) 入所（利用）者本人又は他の入所（利用）者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ない身体的拘束等を行う場合は、「身体的拘束廃止・虐待防止委員会」において十分に検討を行い、身体的拘束等による身体的、精神的及び社会的弊害よりも、身体的拘束等を行わないリスクの方が高い場合で、「切迫性」、「非代替性」及び「一時性」の3つの要件の全てを満たした場合のみ、入所（利用）者及び家族等に説明し、同意を得たうえで、身体的拘束等を行う。
- (3) また、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、行った場合の入所（利用）者の心身

の状況等についての記録を整備するとともに、できるだけ早期に身体的拘束等を中止すべく努力をする。

(4) 当施設（事業所）は、身体的拘束等を行う必要性を安易に正当化させないために、日常的に以下のことに取り組むこととする。

- ① 入所（利用）者を主体（ファースト）とするケアを実践する。
- ② 言葉や態度等で、入所（利用）者の身体的及び精神的な自由を妨げない。
- ③ 入所（利用）者の『思い』をくみ取り、入所（利用）者の意向に沿ったサービスを提供するとともに、多職種協働からの個別に応じた懇切丁寧な対応を行う。
- ④ 入所（利用）者の安全を確保する観点から、入所（利用）者の自由（身体的、精神的及び経済的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ やむを得ないという理由で安易に身体的拘束等に相当する行為を行っていないか、常にケアの内容を振り返りながら、入所（利用）者が快適に生活することができる環境を整備する。

3 身体的拘束等の廃止に向けた体制

当施設（事業所）内での身体的拘束等の廃止に向けた取組みを行っていくとともに、入所（利用）者及び家族等に最善の対応を提供することを目的として、「身体的拘束廃止・虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成員は、看護職員、介護職員、管理栄養士、リハビリ職員及び支援相談員等の専門職で構成し、必要に応じ、医師に対して参画を要請する。

(2) 委員会は、毎月1回定期的に開催し、委員会の設置目的等にかかる検討を行う。また、身体的拘束等の発生時において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

(3) 委員会の役割は、次のとおりとする。

- ① マニュアル等の整備及び更新
- ② 身体的拘束等の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ③ 身体的拘束等を行うべきか否かの検討、及び身体的拘束等を行う場合の手続き等
- ④ 身体的拘束等を中止すべきか否かの検討
- ⑤ 身体的拘束等の事例の集計及び状況の分析
- ⑥ 身体的拘束等の廃止に関する全職員への指導及び啓発活動
- ⑦ 研修・教育計画の策定及び実施

4 やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応

入所（利用）者本人又は他の入所（利用）者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、以下の手順に従って行う。

(1) カンファレンスの実施

- ① 緊急やむを得ない状況になった場合、「身体的拘束廃止・虐待防止委員会」において、身体的拘束等による入所（利用）者の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて検討するとともに、「切迫性」、「非代替性」及び「一時性」の3つの要件の全てを満たしているかを確認しながら、検討する。
- ② 前項の3つの要件を全て満たし、かつそれ以外のケア方法がないことを検討したうえで、身体的拘束等を行う判断をした場合は、身体的拘束等の目的、内容、方法、行う時間帯や期間等を検討し、入所（利用）者及び家族等に説明するための同意書を作成する。

(2) 入所（利用）者及び家族等に対する説明

- ① 身体的拘束等に至る検討結果のほか、身体的拘束等の目的、内容、方法、行う時間帯や期間及び身体的拘束等の中止に向けた取組み等を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

- ② 身体的拘束等の同意の期間を超え、更に身体的拘束等が必要となる場合は、事前に入所（利用）者及び家族等に対して、同意を得た内容と方向性や、入所（利用）者の現状等を説明し、新たに同意を得たうえで、実施する。

(3) 記録と再検討

- ① 法律上、身体的拘束等に関する記録は義務付けられており、定められている専用の様式を用いて、身体的拘束等の様子、入所（利用）者の心身の状況、やむを得ず行うに至った理由等を記録する。
- ② 身体的拘束等の速やかな中止に向けて、身体的拘束等の必要性やケアの方法等を随時、検討する。
- ③ 身体的拘束等にかかる全ての記録は、入所（利用）者がサービス終了後5年間保存することとし、行政等による情報開示が求められた場合には、提示する。

(4) 身体的拘束等の中止

- ① 前項(1)から(3)に示す記録と再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を中止する。
- ② 身体的拘束等を中止した場合には、入所（利用）者又は家族等に速やかに報告する。

5 身体的拘束等の廃止に向けた各職種の役割

身体的拘束等の廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。各職種の果たすべき基本的な役割は、以下のとおりとする。

(1) 施設長・管理者

- ① 身体的拘束等の廃止及び虐待防止に関する事項の総括管理者
- ② ケア現場における諸課題の統括責任者

(2) 事務長

- ① 委員会運営の適正化に向けた定期的評価
- ② 施設長（管理者）の補佐

(3) 部門長

- ① 委員会運営に関する実行責任者
- ② 事務長の補佐

(4) 統括主任

- ① 身体的拘束等の廃止に向けた職員教育の企画及び実施
- ② 各専門職種との連携及び調整

(5) 看護職員

- ① 医師や医療機関等との連携
- ② 身体的拘束等を中止するためのケア方法等の検討
- ③ 入所（利用）者の健康状態等の観察
- ④ 記録の整備

(6) 介護職員

- ① 身体的拘束等を中止するためのケア方法等の検討
- ② 入所（利用）者の心身状態等の観察

- ③ 入所（利用）者の生活の質の低下を予防するためのケア等の実施
- ④ 記録の整備

(7) リハビリ職員

- ① 身体的拘束等を中止するためのケア方法等の検討
- ② 入所（利用）者の心身状態等の観察
- ③ 入所（利用）者の心身状態等の低下を予防するためのリハビリテーション等の実施
- ④ 記録の整備

(8) 管理栄養士

- ① 身体的拘束等を中止するためのケア方法等の検討
- ② 入所（利用）者の心身状態等の観察
- ③ 入所（利用）者の状態に応じた食事内容等の工夫及び実施
- ④ 記録の整備

(9) 支援相談員・介護支援専門員

- ① 身体的拘束等を中止するためのケア方法等の検討
- ② 入所（利用）者の心身状態等の観察
- ③ 家族等との連絡・調整、家族等の意向の確認
- ④ 身体的拘束等の実施にかかる同意書の作成
- ⑤ 同意書の内容・期間等に沿ったケアプランの更新
- ⑥ 記録の整備

6 身体的拘束等の廃止のための職員研修

全ての職員に対して、身体的拘束等の廃止と人権を尊重したケアの励行を図ることについての職員研修を行う。

- (1) 当施設（事業所）の職員に対し、入所（利用）者等の人権の擁護、身体的拘束等の廃止の観点から、基本的な学習を行い、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケア技術のほか、身体的拘束等につながる不適切ケアの研修や事例検討によって、職員自らが権利擁護に関する意識を高め、適切な支援の実践につなげることとする。
- (2) 身体的拘束等の廃止の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 研修は、新規採用者に対する研修のほか、定期的研修を毎年度2回以上開催する。

7 入所（利用）者等に対する当該指針の説明・閲覧

当該指針については、入所（利用）者及び家族等の求めに応じていつでも施設（事業所）内にて閲覧できるようにするとともに、当施設（事業所）のホームページ上に公表し、いつでも入所（利用）者及び家族等が閲覧できるようにする。

8 その他

この指針は、介護老人保健施設手稲あんじゅに併設する全ての事業所に適用する。

附 則

この指針は、2023年7月6日から施行する。